

松戸市送迎保育ステーション一時預かり利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 送迎保育ステーションにて、松戸市私立幼稚園預かり保育の助成対象の要件を満たす児童や、就職活動のために保育を必要とする児童等を、一時的に預かり保護者の就労活動等を支援するものです。

(規約の適用)

第2条 この規約は送迎保育ステーションの一時預かり保育を利用される全ての方に適用されます。

2 送迎保育ステーション一時預かり保育利用者はこの規約を遵守するものとします。

第2章 送迎保育ステーション一時預かりの利用

(事業主体)

第3条 本事業は、松戸市が委託した事業者が実施する「松戸市送迎保育ステーション事業」において、送迎バスを利用する児童を指定園に送迎してから夕方送迎バスが到着するまでの送迎保育ステーションの空き時間を利用した一時預かりとなります。

(事業内容)

第4条 送迎保育ステーションでの一時預かりは、求職のための就職活動をする保護者の児童の一時的な保育及び保護者の就労等のために幼稚園の預かり保育を利用している児童の幼稚園休園日の対応に特化して、実施するものです。

(利用対象者)

第5条 送迎保育ステーションの一時預かり保育を利用できるのは、次の各号いずれかに該当する松戸市在住の3歳児から就学前児童の保護者となります（但し、松戸駅西口送迎保育ステーションは満1歳児から就学前児童の保護者）。詳細は別表をご覧ください。

- (1) 松戸市内の幼稚園預かり保育助成対象幼稚園の預かり保育を「保育を必要」とする要件で利用中で、幼稚園の預かり保育休園日に保育が必要となった場合
- (2) 保育士として働く予定で保育士資格取得（養成学校への通学や通信教育での学習等）・保育施設就職のための活動をする場合
- (3) 保育士以外の就労につながる活動をする場合（面接・試験・ハローワーク訪問・会社訪問等保育士以外の求職につながる活動）

(利用の制限)

第6条 対象児童及び保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を認めないことがあります。

- (1) 利用児童が施設で受け入れる数を超える場合
- (2) 対象児童の健康面に問題がある場合
- (3) 対象児童がミルク等を含め離乳が完了しておらず、授乳が必要な場合
- (4) 対象児童及び他の利用児童の安全を確保することが困難である場合又は、困難であると予見される場合
- (5) その他、送迎保育ステーションの利用を不相当と認めた場合

(同意事項)

第7条 送迎保育ステーションの一時預かり保育を利用する方は、次の各号全てに同意した方とします。

- (1) 利用時間は「幼稚園の預かり保育休園日対応」の要件を満たす方は7時から19時までの間で利用可能です。上記以外は、原則10時から15時の間で一日最大4時間以内、一週間で3日以内となります。ただし、送迎保育ステーションの状況により可能な範囲で利用可能な場合があります。
- (2) 送迎保育ステーションの一時預かり保育は「幼稚園の預かり保育休園日対応」「保育士の就職支援」「求職活動」の要件に特化した一時預かりの施設となります。
- (3) 幼稚園預かり保育を利用中で、幼稚園の休園日に一時預かりをご利用希望の方は、事前に幼稚園より「休園証明書」をお受け取りになり、送迎保育ステーションにご提出ください。「休園証明書」の提出により、一時預かりの利用対象者となります。ただし、各送迎保育ステーションの各指定園につきましては、休園日を把握しているため不要です。また、必要に応じて就労状況（シフト表等）の確認をすることがあります。
- (4) 保育士資格を取るために又は保育士として就職につながる活動をする場合には、別表「送迎保育ステーション一時預かり保育利用要件ごとの提出証明書類と利用料金」欄に記載された証明書類を送迎保育ステーションに提出してください。
- (5) 求職要件の方は別表「送迎保育ステーション一時預かり保育利用要件ごとの提出証明書類と利用料金」欄に記載された証明書類を送迎保育ステーションに提出してください。
- (6) ご利用の際には、緊急連絡先を送迎保育ステーションにお知らせください。
- (7) 11時から12時の時間帯にお預けになる場合は、お弁当をご持参ください。
(松戸駅西口送迎保育ステーションは、事前申込により給食の提供（1食300円）が可能です)

(利用申請)

第8条 送迎保育ステーション一時預かり保育ご利用の申込みは、「送迎保育ステーション一時預かり利用申請書」（第9号様式）に必要事項をご記入のうえ、原則利用希望日の2週間前までに送迎保育ステーションに直接提出してください。ただし、緊急時の利用は直接施設に確認してください。初回予約時は児童の健康状態等について保護者の方へ事前聞き取りが必要となる場合がありますので、各送迎保育ステーションの指示に従ってください。

2 送迎保育ステーションでは、日々の申込状況を確認のうえ、受け入れられる人数の範囲内で利用調整を図り、預かり可能な場合に児童をお預かりいたします。

(利用料金)

第9条 一時預かりの利用料金は、別表のとおりとなります。

2 送迎保育ステーション一時預かり保育の保育料は、利用児童保護者様から送迎保育ステーションに直接お支払いをお願いいたします。

第3章 その他

(事故・怪我について)

第10条 本事業時間の児童の事故や怪我については、保険（施設賠償責任保険・自賠責保険・任意保険）の範囲内で対応します。

第11条 この利用規約は令和4年4月1日から施行します。

(別表)

利用要件	提出証明書	利用料金
① 預かり保育助成対象幼稚園の預かり保育利用者に対する休園日の対応 利用可能時間：7時から19時まで (ただし、東松戸駅前送迎保育ステーションについては土曜は18時まで)	幼稚園発行の休園証明書 (緊急時及び各送迎保育ステーションの各指定園の場合を除く)	4時間まで 700円 以降1時間 100円 最大1日 1,500円
②保育士資格取得・保育施設就職のための活動	在学証明書 通信教育の領収証	1回4時間以内 無料
③保育士以外の就労につながる活動をする場合 (面接・試験・ハローワーク訪問・会社訪問等保育士以外の就職につながる活動)	ハローワークの利用証明書 就職面接証明書	1回4時間以内 500円

送迎保育ステーション一時預かり保育利用要件ごとの提出証明書類と利用料金

※祝祭日・日曜日・年末年始等、送迎保育ステーション休園日は、利用できません。

※利用予約については、利用要件①のうち、ステーション利用者は利用希望月の3ヶ月前から、それ以外の利用者は2ヶ月前から受付、②～③は、利用希望月の1ヶ月前から受付いたします。

※①以外の要件での利用については、原則10時～15時となります。

※①にて利用する場合の利用料金については、松戸市私立幼稚園預かり保育助成の対象となります。

※利用する場合には原則、各種証明書等の提出が必要です。

(証明書等の提示がなければ、1時間ごとに500円となります。)

※上記要件のほか、新松戸駅前送迎保育ステーションでは、通院やお買いもの等を理由とした一般利用も可能です。(1時間500円)

※各送迎保育ステーションで指定されている幼稚園の方が①にて利用する場合は、休園証明書の提出は不要とします。